

<特記事項>
1. 防火区画を貫通する給水管、配電管及び風道は、建築基準法施行令第112条第15～16項及び第129条の2の5第1項第七号に基づき適切な処理を行う。（M-2防火区画貫通部処理工法 施工要領図参照）

特記なき  はVD、 はFDを示す。
 S U S 製深部給排気フード(ガラリ付)
サイズは接続ダクトに準ずる。

—— 実績は本工事を示す。
- - - 実績は別途工事を示す。

